

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

戦史館だより

2016年4月20日発行
 戦史館事務局〒029-4427
 岩手県奥州市衣川区陣場
 下41 盤オフィス花岡
 編集発行人 花岡千賀子

会長理事 岩渕 宣輝 専務理事 大瀧 久治 ☎0197-52-3000 FAX 0197-52-4575

超党派国会議員による議員立法『戦没者の遺骨収集の推進に関する法律』が3月24日に国会で成立し、4月1日施行となりました。会員の皆さんから「これで漸く遺骨帰還が法律として認められますね…」「戦後70年も過ぎて遅すぎた…」「この法律で113万の遺骨帰還が本当に進むのか疑問だ…」など反応は様々です。この法律によって何がどう変わるのか、厚労省の担当部局に尋ねても「議員立法なので、中身はわかりません」とのこと。誰に尋ねればよいのか謎のままスタートしました。

遺骨収集法のために“新法人”をつくる！？

この法律は全体が16条で構成され1条～9条までの前半は、遺骨帰還事業を国の責務と位置づけ、厚労省の事業として明らかにしたこと。外務省、防衛省の協力を義務づけたこと。2024年までの実質8年間を“集中取組み期間”とすること。政府が基本計画の方針を立てて遺骨情報を収集し、関係国との調整や現地での手配、発掘、収容作業、日本兵かどうかの鑑定などを行うとしています。

後半はガラッと様変わり、最後の16条まで“指定法人”について書かれています。10条では“厚労大臣は遺骨収集を目的とする一般社団法人または財団法人を全国で1個だけ選び、規定の業務を行うことができる法人を指定する”としています。では指定法人とは？

11条では指定される法人の業務を①情報を収集すること、②戦没者の遺骨を収容し本邦に送還すること、③それに関連する業務。次の条文からは指定法人は毎年、事業計画書・収支予算書、事業報告書・収支決算書の作成…運営…等と続き、最後16条は罰則です。

そこで厚労大臣に申請して指定法人に選ばれるために、新たな一般社団法人「新法人」を設立しなければならないのだそうです。

2014年12月、厚労省の望月課長との会議で(録100号機)「平成28年度以降の遺骨帰還事業は議員立法で新たに設立される指定法人に全戦域の調査が引き継がれるので、委託事業は(未送還遺骨情報)27年度で終了します。厚労省の遺骨帰還事業にご協力戴いている12団体には引き続き新法人へ参加、協力をお願いします。それには地域性を限定しない日本遺族会、大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会、日本青年遺骨収集団、日本地雷処理を支援する会、この4団体で幹事会を設置していただき、そこが核となって進めます。戦史館もご理解ご協力を…会員の皆さんへ周知願います。」と説明されたことが、ここで繋がりました。

法案は当初、直ぐに国会を通過すると見込まれましたが、2014年は、小渕、松島両自民党議員の問題で国会が解散して廃案に。次の国会では“戦争法案”目白押し、時間切れで参院厚生労働委員会で継続審議に。そして3度目によりやく成立となりました。

2月23日、厚労省の遺骨帰還事業に協力している12団体が集まり、法案成立を見越して準備する初の会合が開かれました。戦史館からは花岡が参加。この会議は『法人設立連絡

裏へ続く

会議』という名称で、10条の指定法人になるための「新法人」を設立することを目的とした会議です。どのような手順段取りで新法人の設立にこぎ着けるか…資料には、設立までの準備工程がギッシリ。この法人に関わらなければ、今後、何もできない…意見を言う場も、機会も無くなるということだけは理解できました。戦史館では理事全員の合意を得て戦史館として新法人に参加する方向を決め、費用5万円を負担し、新法人の役員に理事候補の一人として、岩淵宣輝会長理事を推薦することで合意しました。正会員の皆さん！この新法人に戦史館も参加して、その中で意見や要求を主張していきましょう。

4月6日、2回目の法人設立連絡会議が開かれ、岩淵会長理事が参加しました。

最初の議題、新法人の名称は『日本戦没者遺骨収集推進協会』と決まりました。戦史館は「遺骨はモノではなく、人なのだから集めるのでない。遺骸を捜し、火葬して、初めて遺骨となって帰還する…」と遺骨帰還ということばにこだわったのですが、多数決で、遺骨収集推進法のことばに合わせる形の名称に決まりました。続く議案は法人の定款、印章規定、会費規定の検討へ。次回は5月に開催予定で、役員選任、それに続いて理事会と続くようです。しかし遺骨帰還そのものがどう進むのか…今はまだ何も見えてきません。

2014年12月厚労省での会議資料、新法人組織構成案によると、会長となるトップの方は厚労省、外務省、防衛省に顔のきく元国会議員を想定しているそうです。その下に、副会長と専務理事・事務局長…全戦域の遺骨帰還事業に精通している方…（そういう方が現実に存在するのか？すでに特定されているのか不明）。その下に3部門…総括企画部、事業情報部、事業担当部があり、事業担当部は南東アジア（インドネシア・フィリピン・タイ・ミャンマー）担当、ロシア・モンゴル担当、太平洋（東部ニューギニア・ビスマークソロモン）担当、国内（沖縄・硫黄島）担当に4分割されています。

今までの未送還事業の問題点の一つは、インドネシア東端のパプア州は東部ニューギニアからジャヤプラ、サルミ方面への敗走ルートで繋がっているのに、インドネシア方面と東部ニューギニア方面は、全く別々の委託事業なので合同で搜索することが叶いませんでした。新法人になるにあたり、連動できるよう申し入れもしたのですが、新法人の構成案でもこれまでの戦域区分と、かわり映えしていないようです。

今まで未送還事業では大使館や厚労省と、スピーディに情報の共有ができるよう、海外派遣の帰国時には毎回、現場の遺骸の写真を直接届けてきました。（2010年に初めて未送還事業を受託したとき、厚労省当時の係長に「報告書は年度末にまとめて一括で提出すればよい」と言われ、びっくりしたことを思い出しました。遺族の高齢化が進み遺骨帰還事業は一刻を争うはずなのに…と。そこで派遣団の帰国時に写真と概要だけを伝え、一ヵ月以内には詳細な報告書を提出し、年度末には地域ごとに再編集した報告書類を一式揃えて。

新法人になることで逆に情報が伝わる時間が長くないか？情報の鮮度管理はどう保つか？複雑なルートに戸惑い、動き始めてもたもたするうちに「集中して取り組む」期間が終わる2024年になってしまわないか？新法人の活動は2024年まで、その後のことは全くわからないという。大丈夫でなののでしょうか？（これは妄想ですが、今までは風通しの良い1階だけの平屋で暮らし、国内、海外と直に繋がっていた人が、増築を重ねて複雑な構造になった大型旅館に泊まりに行き、迷子になってしまった感覚です。）☆遺骨帰還で、死者の人権を護り、危険物を除去し、避戦する。だから継続しなければ。